

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月5日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県	
3. 市区町村名	名取市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	74-1	
6. 独自利用事務の対象者	子ども	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日		
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	22	
10. 保護評価書の名称	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=z&nl_o=&kk_name=%E5%90%8D%E5%8F%96%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E5%AD%A0%E3%81%A0%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AF%E5%8A%A0	
12. 委任関係	▼	

執行機関名 名取市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	名取市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表 第2の項 名取市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第一条	名取市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、(児童を養育している者)に児童手当を支給することにより、家庭等における(生活の安定)に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の(健やかな成長)に資することを目的とする。	第1条 この条例は、(子ども)に係る医療費の一部を助成することにより、子どもの適正な(医療機会の確保)及び子育て家庭における(経済的負担の軽減)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		名取市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号		名取市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項若しくは第3項又は第6条第2項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務		名取市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項の受給資格の登録若しくは同条第3項の受給資格の更新の登録又は同条例第6条第2項の事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ		名取市子ども医療費の助成に関する条例第3条第2号
②情報提供者	市町村長		市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報		市町村民税に関する情報
事務2		(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号		名取市子ども医療費の助成に関する条例第4条若しくは第9条又は第12条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務		名取市子ども医療費の助成に関する条例第4条若しくは第9条の医療費の助成又は同条例第12条の助成金の返還に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ		名取市子ども医療費の助成に関する条例第3条第2号
②情報提供者	市町村長		市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報		市町村民税に関する情報
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 ハ		名取市子ども医療費の助成に関する条例第4条
②情報提供者	内閣総理大臣		内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報		公的給付支給等口座登録簿関係情報
備考			